

財務省告示第二百九十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成十八年七月十八日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年七月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第十五回）
二	発行の根拠法律及びその条項	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で九千八百十三億四千四百九十万円
五	最低額面金額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	発行日	平成十八年七月十八日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	初期利率の適用利率	年一・一〇パーセント
十	経過利率の払込み	(一) 各取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十六号に規定する

期日に払い込むこととする。

$$\frac{\text{償付総額の総額} \times 1.10}{100} \times \frac{3}{365}$$

(二) 発行時において、その利子

に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十一 第二期以後の適用利率

年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前行われた発行から償還までの期間が九年五か月超の十年利付国債の直近における割当額入札(当該開始日の属する月に行われた入札を除く。)の結果に基づき算出された複利回りから、〇・八〇パーセントを控除した率。ただし、控除した率が〇・〇五パーセントを下回るときは、その率は〇・〇五パーセントとする。

十二 初期利子

平成十九年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した

金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.10}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第二期以後の利子

毎年七月十五日及び一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{\text{第二期以後の利子の適用利率}}{100}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 償還期限
 十五 償還金額
 十六 払込期日
 十七 払込場所
 十八 中途換金
 十九 中途換金の取扱い

平成二十八年七月十五日額面金額百円につき百円平成十八年七月十八日日本銀行の本店又は支店中途換金の買取りは、平成十九年七月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の算式により算出した金額とする。

$$\frac{\text{前号による取扱いのほかに、個人向け国債を有する者が、死亡したときにはその相続人が、又は$$

十九 中途換金の特例

